

オリンピアン育成支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、社会体育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、オリンピアン育成支援事業補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2 要綱別表の7の補助金の教育長が別に定める経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経　　費
(1) 選手強化事業	ア 合宿練習等（海外で実施するものも含む。以下同じ。）に参加する選手の旅費（交通費及び宿泊費に限る。以下同じ。）、保険料及び感染症に係る検査料並びに競技指導者及び通訳者の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料並びに合宿練習等に係る競技用具の輸送費 イ 対外試合（海外で開催されるものも含む。）に参加する選手の旅費、保険料及び感染症に係る検査料並びに競技指導者の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料並びに合宿練習等に係る競技用具の輸送費 ウ ア及びイの事業を実施するに当たって必要となる施設の使用料 エ 上記に係る銀行振込手数料
(2) 優秀選手・指導者招へい事業	ア 合宿練習等に招へいする優秀選手・競技指導者及び通訳者の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料 イ アの事業を実施するに当たって必要となる施設の使用料 ウ 上記に係る銀行振込手数料
(3) 国際競技力向上対策事業	ア 国際競技力向上のための会議等に招集する指導者の旅費及び感染症に係る検査料 イ 国際競技力向上のための会議等に招へいする講師の旅費、謝金及び感染症に係る検査料 ウ ア及びイの事業を実施するに当たって必要となる施設の使用料 エ 国際競技力向上のための競技用具整備に要する経費 オ 上記に係る銀行振込手数料
(4) マルチサポート	ア 合宿練習等及び対外試合に帯同する者（スポーツに関する医科学

事業	的な支援等を行う者をいう。) の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料 イ アの事業を実施するに当たって必要となる備品及び消耗品等の購入費 ウ 上記に係る銀行振込手数料
----	---

(申請書等の様式)

第3 要綱に規定する申請書等の様式は、次の各号に規定する申請書等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 要綱第4第1項の社会体育振興事業補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 要綱第4第2項第1号の事業計画書 様式第2号
- (3) 要綱第4第2項第2号の収入支出予算書 様式第3号
- (4) 要綱第5第1項第1号の社会体育振興事業変更承認申請書 様式第4号
- (5) 要綱第5第1項第2号の社会体育振興事業中止（廃止）承認申請書 様式第5号
- (6) 要綱第5第1項第3号の社会体育振興事業完了期限延長承認申請書 様式第6号
- (7) 要綱第6第1項の社会体育振興事業補助金交付申請取下書 様式第7号
- (8) 要綱第7第1項の社会体育振興事業状況報告書 様式第8号
- (9) 要綱第8第1項の社会体育振興事業実績報告書 様式第9号
- (10) 要綱第8第2項第1号の事業実施報告書 様式第10号
- (11) 要綱第8第2項第2号の収入支出決算書 様式第11号
- (12) 要綱第9の社会体育振興事業補助金交付（概算払）請求書 様式第12号
- (13) 要綱第10第1項の社会体育振興事業財産処分承認申請書 様式第13号

(実績報告書の添付書類)

第4 要綱第8第2項第3号の教育長が別に定める書類は、次の表のとおりとする。

事業の種類	書類
(1) 選手強化事業	ア 旅費、謝金、保険料及び施設の使用料等の支払いを証する書類 (公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付) イ 合宿練習等及び対外試合の参加者名簿
(2) 優秀選手・指導者招へい事業	ア 旅費、謝金、保険料及び施設の使用料等の支払いを証する書類 (公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以

	<p>外は、領収書の添付)</p> <p>イ 合宿練習等への招へい者名簿</p>
(3) 國際競技力向上 対策事業	<p>ア 旅費、謝金、保険料及び施設の使用料等の支払いを証する書類 (公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付)</p> <p>イ 会議等への招集者及び招へい者名簿</p> <p>ウ 当該競技用具の売買契約書の写し又はこれに類する書類</p> <p>エ 当該競技用具の写真</p>
(4) マルチサポート 事業	<p>ア 旅費及び謝金等の支払を証する書類(公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付)</p> <p>イ 合宿練習等及び対外試合への帯同者名簿</p>

附 則

この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。